

# 都道府県／加盟園へ必ず配布して下さい①

## 無償化実施後の対応について

### I 無償化実施後に起きてくると予想される事態

#### 1 保護者のニーズの変化

##### ①当面の変化

- ・就業する保護者（母親）が増加 → 預かり保育の増、1号→2号へのシフト
- ・満3歳児（直近の4月1日現在で2歳）の入園増

##### ②教育の質の高さがより強く求められ、保育料の高低はあまり問題にならなくなる

##### ③安全・保健管理の徹底が一層求められる

#### 2 幼児教育関係施設間の競争の激化

保護者から見て、幼稚園、認定こども園、保育所、企業主導型保育施設、認可外保育施設が同じ並びで選択の対象となる

#### 3 人材確保が一層困難に

(1) ニーズ増・(2) 競争激化 → 人材確保が一層困難になる

#### 4 社会的要請(質の向上、ガバナンス)の増大

無償化は教育の質の向上が前提・巨額の公費投入 → 教育の質・ガバナンスの向上

##### ①教育の質の向上

##### ②安全・保健管理の徹底

##### ③適切な経営・ガバナンス（法令順守、適正財務、人事労務管理、情報公開、プライバシーポリシー、危機管理等）

#### 5 「評価」の実施要請が加速化

保護者のニーズ、社会の要請に込えていることの評価がこれまで以上に求められる

##### ①自己評価だけでなく関係者評価100%実施、第三者評価への積極的な取組み

##### ②評価結果の公表 ← 保護者の園選択の訴求ポイント・運営経費助成とリンク？

#### 6 「見える化」要請の増大

保護者の選択、社会・行政の信任に込えるための説明、「見える化」が求められる

##### ①教育の内容・体制（教育保育の実践内容、教員等の体制、設備、安全・保健管理等）

##### ②経営・ガバナンス（規定類等の整備、保育料の積算根拠等）

##### ③評価結果

#### 7 運営経費に対する行政の助成・負担の増額が厳しくなる

##### ①私学助成：「保護者負担の軽減」という助成単価引上げのひとつの重要な根拠が薄くなる

##### ②新制度：公定価格の減額に向けたバイアスが強くなる

#### 8 地方自治体と各加盟園、地域の連合会との関係が変化する

##### ①教育・保育の質向上の担当部局（幼児教育センター、アドバイザー、研修関係）との関係が発生

##### ②無償化の実施に関し、新制度園のみならず私学助成園も市町村との関係が深まる

## Ⅱ 各園の課題

### 1 教育の質の向上

(対応) 「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」に基づく取組み  
預かり保育における教育内容の充実

### 2 安全・保健管理の徹底

(対応) 安全・保健管理体制の点検

### 3 人材確保

(対応) 人員配置、処遇改善、給与体系の見直し、職員の福利厚生等

### 4 適切なガバナンス

(対応) 規定類の整備や運営の点検  
会計、人事労務管理、情報公開・個人情報保護、危機管理等

### 5 情報発信力の向上

(対応) 教育内容・運営状況の「見える化」  
評価結果の公表  
保護者の幼児教育への理解の促進（含む5歳児まで幼稚園で教育する意義）

### 6 新時代に即した運営方針の定立

(対応) 保護者ニーズ等の今後の見通しの把握  
ありうべき運営の姿、それに応じた運営経費・収入の検討

## Ⅲ 連合会としての課題

### 1 加盟園の課題（Ⅱ）への支援

(対応) 「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」に基づく取組み

その他の課題への支援（今後検討）

### 2 政策要望

(対応) 保護者ニーズに合致した特定目的の事業への支援要請を強化（今後検討）

### 3 地方自治体との関係構築

(対応) 県団体・市町村団体から積極的にアプローチし、連携を強化  
市町村対応も含めたPTAとの連携

## 都道府県／加盟園へ必ず配布して下さい②

### 幼児教育実践の更なる質向上を図るための チャレンジ・ビジョン

公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構  
全日本私立幼稚園連合会

#### 趣旨

本チャレンジ・ビジョンは、子ども・子育て支援新制度の施行並びに、幼児教育の無償化の実施に際し、公教育として位置付く全国の私立幼稚園並びに認定こども園の幼児教育・保育の質の維持向上をあまねく図ることを目的とします。

なお、最終的な目標を10年後に定めた上で本チャレンジ目標は、その中期（5年）目標達成のために7つのアクションを策定し、実施するものです。

#### アクション1 子どもの安全・安心を図る取組み

##### ・学校安全計画の整備

内容 すべての幼稚園・認定こども園において、国の指針等に基づき、各園の実態に即した実効性のある学校安全計画を整備する。

数値目標等 5カ年で整備率100%を目指す。

##### ・インクルーシブ教育システムの普及

内容 すべての幼稚園・認定こども園において、幼児の受入れに関する合理的配慮を行うとともに、教育的に特別な支援を必要とする幼児の教育・保育を担う。

数値目標等 希望するすべての幼児の受入れを目指す。

(注) インクルーシブ教育システム: 同じ場で共に学ぶことを追求すると共に、個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

## アクション2 保育者の資質向上への取組み

- ・研修の体系化と体制整備

内容 研修俯瞰図に基づく研修（園内・外）を基盤に、法定研修免許状更新講習の内容の体系化を図り、キャリアステージ並びにライフステージに応じた研修を実施し、その履歴の電子データ化を進め一元管理を実現する。

数値目標等 2019年度末までにキャリアパスや処遇改善研修に対応した研修プログラムを整備する。5カ年でWEB等での研修履歴一元管理を完了する。

- ・教員免許の上進等

内容 幼稚園教諭2種免許の1種免許への上進並びに特別支援学校教諭免許の取得を促進する。

数値目標等 5カ年で幼稚園教諭I種免許の保有率50%。  
特別支援学校教諭免許の保有促進を図る。

## アクション3 学校評価と改善システムの普及

- ・自己評価の完全実施と学校関係者評価の実施率向上

内容 私立幼稚園・認定こども園における自己評価の完全実施と共に、公表手続きについてWEBでの公開を奨励する。学校関係者評価については、ECEQの実施・拡充とあわせて実施を奨励する。

数値目標等 3カ年で自己評価の実施とWEB公開の実施率100%、学校関係者評価の実施率80%を目指す。

- ・ECEQ（公開保育を活用した保育の質向上システム）の普及

内容 研究機構でコーディネーター養成を拡充し、実施に際して費用を含めたパッケージ化を図り、普及を加速化する。

数値目標等 第三者評価への取組みを視野に入れて、5カ年で全日私幼加盟の私立幼稚園・認定こども園で実施率30%、10カ年で実施率50%を目指す。

#### アクション4 幼児教育の質の維持・向上を支える体制整備の充実

- ・研究機能の強化

内容 ICT やリモートセンシングの活用を含めた実践事例（臨床）研究の集積と発信を強化し、幼児教育実践学会の拡充やWEB等を活用した情報の共有化（双方向化）を推進し、情報ネットワークを構築する。

数値目標等 3カ年で機関誌の発行。WEBでの事例閲覧の実施。

- ・養成校連絡協議会の設立

内容 保育者養成課程を有する大学、短期大学、専門学校等との連携を強化し臨床研究を推進すると共に、養成課程から連続した人材育成と人材確保に資するために、連絡協議会を設立する。

数値目標等 3カ年で準備委員会を立ち上げ、連絡協議会設立を目指す。

- ・地域の幼児教育センター等との連携・協力体制の強化

内容 地域の幼児教育センターや発達保育実践政策学センター等との連携・協力を推進し、各地区、都道府県団体の研究・研修機能を強化し各園への支援体制を整備する。

数値目標等 3カ年で都道府県等での連携・協力体制の強化。

#### アクション5 保護者等への幼児教育理解の普及促進

- ・保護者や地域への啓発事業の継続的实施

内容 各園が発信基地となり、保護者や関係者への啓発事業を継続的に実施する。そのことにより、幼児教育の専門機関として地域や保護者に信頼される幼稚園を目指す。そのために必要なテキストブック及び全日私幼連刊行物概要版を配布し講演会等の実施を促進する。

数値目標等 研究機構発行の2019年9月号PTAしんぶんにて加盟全園、全家庭に配付する。

## アクション6 開かれた教育課程推進に向けた各種研修会等の実施

- ・開かれた教育課程推進に向け、教育課程の編成や指導計画作成のための各種研修会等を実施する。

内容 建学の精神や理念に基づき、幼稚園教育要領等の趣旨を踏まえた教育課程の編成と指導計画の立案を強化するための基礎的な取組みとして各種研修会を実施する。

数値目標等 各種研修会等において、キャリアに応じた本内容の研修を5カ年内に確実に実行する。

## アクション7 子ども・子育て支援新制度の見直しへの提言

- ・子どもの最善の利益を保障する観点からの提言

内容 子ども・子育て支援新制度見直しに際して、実践現場の立場から、標準保育時間、開設日、保育者配置等について、教育・保育の質の向上に資する意見を提言する。

数値目標等 2019年度中に骨格を整理し、合意形成する。

## 都道府県／加盟園へ必ず配布して下さい③

### 幼児教育の無償化の対象範囲について

先月開かれました常任理事会においてご質問のありました無償化の対象範囲についてあらためて整理すると以下ようになります。

今回の無償化の対象は2つの大きな柱で構成されています。

#### 第1の柱

教育・保育の質が制度的に担保（設置基準等）され、行政機関等から施設としての認可等を受けている施設

幼稚園  
認定こども園  
保育所  
地域型保育（小規模保育所等）  
企業主導型保育事業

#### 第2の柱

待機児童対策に貢献するという観点で、認可保育所を代替する保育機能を持つ者  
▶ 市町村による保育の必要性の認定が必要

幼稚園の預かり保育（認定こども園1号子どもを含む）  
認可外保育施設等（一般的な認可外保育施設、ファミリー・サポートセンター等）  
▶ 都道府県等に届出が必要  
国が定める指導監督基準を満たすことが必要（5年間は猶予措置）

## 都道府県／加盟園へ必ず配布して下さい④

私幼第 01021 号  
令和元年 5 月 10 日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会  
総務委員長 坪井 久也

### 幼児教育の無償化に関する市町村への要望について

幼児教育の無償化については、各加盟園向けに制度の概要と準備すべき事項を当連合会がまとめた資料「幼児教育無償化への対応について」を 4 月 26 日付けで、各都道府県団体事務局を通じ、配布したところです。

その中でも触れていますように、今回の無償化の具体的な事務方式等については、市町村の判断に委ねられている点が多くあります。特に、私学助成園では、新たに発生する事務が多く、かつ、市町村の選択如何によって、園の事務負担の増加や保護者の得られるメリットや負担軽減に影響を与えかねない事項があり、できるだけ早いうちに市町村に対し、適切な方法を選択するよう要望することが重要です。

このことは、上記資料の中でも触れていますが、今回、あらためて加盟園の皆様にご注意を喚起するとともに、要望活動の一助とするために、要望書のひな形を作成しました。

団体長の皆様には、趣旨をご理解の上、市町村内の幼稚園が団結して（市町村単位の幼稚園団体として、又、これがない場合は都道府県団体が支援して）行政と協議し、要望活動を行うことができるよう、管下の加盟園に対し、適切なご指導をよろしく願いいたします。

特に、今回の無償化に当たっては、市町村との協議が重要ですが、特に私学助成園はこれまで市町村との関係が薄く、地域によっては、無償化への対応も遅れている可能性がありますので、この点もご省察の上、対応をよろしく願いいたします。また、現場で発生している問題点などがあれば、お伝えいただければ幸いです。

なお、無償化につきましては、当連合会として、今後とも、新制度園も含め、各加盟園の諸課題への対応を支援するため、今後発出される国の情報を注視しながら適宜対応していく所存ですので、よろしく願いします。

以上



令和元年5月10日

## 幼児教育の無償化に関する市町村への要望について

全日私幼連  
加盟園 様

全日本私立幼稚園連合会  
総務委員長 坪井 久也

幼児教育の無償化については、各加盟園向けに制度の概要と準備すべき事項を当連合会がまとめた資料「幼児教育無償化への対応について」を4月26日付けで、各都道府県団体事務局を通じ、配布したところです。

その中でも触れていますように、今回の無償化の具体的な事務方式等については、市町村の判断に委ねられている点が多くあります。特に、私学助成園では、新たに発生する事務が多く、かつ、市町村の選択如何によって、園の事務負担の増加や保護者の得られるメリットや負担軽減に影響を与えかねない事項があり、できるだけ早いうちに市町村に対し、適切な方法を選択するよう要望することが重要です。

このことは、上記資料の中でも触れていますが、今回、あらためて加盟園の皆様にご注意を喚起するとともに、要望活動の一助とするために、要望書のひな形を作成しました。趣旨をご理解の上、市町村内の幼稚園が団結して（市町村単位の幼稚園団体として、又、これがない場合は都道府県団体が支援して）行政と協議し、要望活動を行うことが必要と考えますのでよろしく願いいたします。

なお、無償化につきましては、当連合会として、今後とも、新制度園も含め、各加盟園の諸課題への対応を支援するため、今後発出される国の情報を注視しながら適宜対応していく所存ですので、よろしく願いします。

### ○ 市町村（特別区を含む。以下同じ）への要望項目（私学助成園関係）

当面、市町村内の私立幼稚園が団結して市町村に要望することが必要な項目で重要なものは、次の2点（いずれも私学助成園関係）です。

#### （1）保育料本体の無償化の方法（法定代理受領か償還払いか）

新制度園の場合は、毎月、公定価格の全額が市町村から給付されることが決まっているのに対して、私学助成園の場合は、法定代理受領（保護者から無償化分の保育料を徴収せず、同額を市町村が園に支払うもの）とするか償還払い（現在の就園奨励費のように、保護者が保育料を払った後で年度末等に1～2回に分けて保護者に無償化分の保育料が返金されるもの）とするかの決定は市町村が判断することとされています。

もし、市町村が償還払いと決定すると、新制度園は保育料を払わず無償化されるのに対して、私学助成園は一度、保育料を払った後で返金されるということでは、同じ保護者として無償化の恩恵を感じにくくなると考えられます。

また、保護者への直接振り込みではなく、園が市町村から支払われた総額を保護者ごとに振り分けて支払う方式ですと、多くの事務量が発生しますし、園が巨額の現金を扱うこととなり、トラブルの原因になりかねません。

このようなことから、法定代理受領方式を要望することが必要ですが、この場合、市町村が毎月支払ってくれないと資金繰りが困難になり、幼稚園の運営上多大なマイナスの影響を受けてしまいます。従って、早期に市町村と協議し、毎月支払いの法定代理受領方式とするよう要望することが必要です。

## (2) 私学助成園の補足給付（給食の副食費の低所得者への免除）

今回、新制度においては、2号児の副食費を実費徴収することが決定されていますが、低所得層の園児については副食費の実費徴収により負担増にならないよう、月額4,500円を上限に副食費を免除する措置がとられます（公定価格上の措置）。

対象が年収360万円未満及び第3子以降の子へと拡大されますので、各園とも一定数の園児が対象になります。

私学助成園にも同様の措置を講じることができるよう、新たに私学助成園に、同じ対象者に対し副食費の助成を行う事業が創設されます（補足給付。地域子ども子育て支援事業の一つ）。

ただし、この事業は、事業を実施するかどうか、給付の上限額（国の基準は4,500円）をいくらにするかは市町村の裁量となっています。従って、保育所や新制度園（公定価格で対応）とのバランス上もこの事業を市町村が実施するよう要望する必要があります。

### (参考) 加盟園向け資料の配布等について

#### 1 加盟園向け資料「幼児教育無償化への対応について」の配布

幼児教育の無償化については、各加盟園向けに制度の概要と準備すべき事項を当連合会がまとめた資料「幼児教育無償化への対応について」を4月26日付けで、各都道府県連合会を通じ、配布しましたので、各加盟園の皆様のもとに既に届いているものと思います。

#### 2 動画による解説

この資料を動画で解説したものをホームページからアクセスできるようにしましたので参考にして下さい。アドレスは、<https://youchien.com/zennichi-youchien1080/>です。（トップページからはアクセスできませんので、必ず上記のアドレスを入力してアクセスしてください）

#### 3 今後の情報提供

現時点では、国において検討中の事項も多い状況ですが、関連法案が成立しますと、5月末には国からより詳細な情報が提供される見込みですので、当連合会からも追加の情報提供を行う予定です。

# 幼児教育無償化の実施方法等に関する要望書

## (私学助成園関係)

〇〇市（区町村）長様

〇〇市（区町村）私立幼稚園連合会  
(又は 私立幼稚園無償化協議会等)

平素から、私立幼稚園に対し、多大のご支援ご配慮をいただき、深く感謝をいたします。さて、幼児教育の無償化の実施が本年10月に予定されており、私どもも、その準備に遺漏なきよう、懸命な努力を行っているところであります。

今回の幼児教育無償化においては、国の制度設計上、実施方法等を市町村の判断に委ねている部分が多くあります。特に、子ども子育て支援制度の対象とならない幼稚園（私学助成園）に関する下記の事項につきましては、保護者の負担や園の運営に多大の影響を及ぼすものであり、保護者の平等な負担軽減と園の安定的な運営を実現するため、実施していただくことが不可欠と考えておりますので、その実現方、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 保育料の無償化の方法について（毎月の代理受領方式の採用）

私学助成園の場合は、償還払いとするか代理受領とするかは市町村の判断に委ねられていますが、保護者が無償化の実感を得るためにも、また、園経由の支払の場合に事務処理負担の増大や巨額の現金を園が預かることによるトラブルを避けるためにも、代理受領方式としていただきたい。

あわせて、代理受領方式とする場合は、園の運営に影響がないよう、毎月の支払としていただきたい。

#### 2 低所得者等に係る副食費の助成（補足給付）事業の実施

保育所、認定こども園及び子ども子育て新制度の対象になる幼稚園においては、今回の無償化に当たり、食材費が実費徴収とされた関係で、年収360万円未満の世帯及び第3子以降の子について、副食に係る食材費の実費徴収が免除される措置が実施されます。

これとのバランス上、国においては、新たに、地域子ども子育て支援事業の一つとして、私学助成園についても、同じ対象範囲に対し、副食費を助成する事業（上限4500円）を創設すると聞いております。

しかしながら、この事業については、実施するかどうかは市町村の裁量と聞いております。保護者間の負担の平等という見地から、是非この事業を実施していただきたい。また、実施する場合は、その上限額は国の設定した上限額を下回らないようにしていただきたい。

都道府県／加盟園へ必ず配布して下さい⑤

日頃より、本連合会の諸活動にご理解・ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

5月10日（金）、サイボウズOfficeへ4月26日（金）に開催した常任理事会にて岩田全日私幼連専務理事より資料を解説された動画を掲載しております。以下のURLを加盟園へ周知して下さいますようお願い致します。

【URL】

<https://youchien.com/zennichi-youchien1080/>

なお今回掲載した動画は、加盟園のみを対象とした動画となっております。各都道府県団体事務局のホームページにて動画の周知【リンクを貼る場合】をする際には、必ず加盟園のみ閲覧できるページにてご対応下さい。

なお、全日私幼連のホームページ内に動画を掲載しておりますが、上記記載のURLを入力しなければ閲覧ページまで移動できません。

お手数をお掛け致しますが、ご協力下さいますようお願い致します。